

# 令和7年度 入札・契約制度の改善について

令和7年4月

町においては、公平かつ公正な競争性の向上を図るため、次の項目について見直しを行います。

## 【改善項目】

- ① 週休2日確保工事試行要領の制定について
- ② 工事並びに工事に関する調査、測量及び設計の業務に係る請求書等への押印省略に伴う代替手段の取扱いについて
- ③ 各様式に係る押印の廃止または省略について  
伊方町工事執行規程  
制限付一般競争入札実施要領
- ④ 伊方町建設工事低入札価格調査実施要綱の一部改正について
- ⑤ 伊方町建設工事最低制限価格制度実施要綱の一部改正について

### ① 週休2日確保工事試行要領の制定について

公共工事の品質確保の推進に係る法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業界の労働者の健康確保やワークライフバランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働きやすい職場環境づくりを行っていくことが必要となっていることから伊方町でも週休2日確保工事を試行します。

### ② 工事並びに工事に関する調査、測量及び設計の業務に係る請求書等への押印省略に伴う代替手段の取扱いについて

町が発注する工事等に係る入札・契約手続に関する書類については、契約書など法律等で書類への押印が義務付けられているものを除き、原則として押印を廃止します。

ただし、特に本人の意思や内容の真正性を担保する必要があるものについては、代替手段を講じることで押印を省略できることとします。

③ 各様式に係る押印の廃止または省略について

以下の規則等に係る様式について、押印を廃止または省略できることとします。

《伊方町工事執行規程》

- ・工事延期願
- ・既設部分検査申請書
- ・工事完成届

《制限付一般競争入札実施要綱》

- ・制限付一般競争入札参加資格申請書
- ・制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書

④ 伊方町建設工事低入札価格調査実施要綱の一部改正について

ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。）は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止する必要があるため、一部改正します。

・調査基準価格については、令和7年4月1日より次の算式に改めます。

区分		計算式	備考
工事製作を含むもの	機器単体費のみ	$(\text{直接製作費} \times 0.97 + \text{間接労務費} \times 0.9 + \text{工場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.1$ ただし、機器単体費として一式計上し、上記の費目に分離できない場合は次のとおりとする。 $(\text{機器単体費} \times \underline{0.92}) \times 1.1$	ただし、左欄の計算式により算出した額が予定価格に $\underline{7.5}/10$ を乗じて得た額を下回る場合にあっては予定価格に $\underline{7.5}/10$ を乗じて得た額を、予定価格に $9.2/10$ を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に $9.2/10$ を乗じて得た額を、調査基準価格とする。
	工事費のみ	$\{\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68\} \times 1.1$	
	機器単体費+工事費	$\{(\text{直接製作費} + \text{直接工事費}) \times 0.97 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9 + (\text{工場管理費} + \text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68\} \times 1.1$ ただし、機器単体費として一式計上し、上記の費目に分離できない場合は次のとおりとする。 $[(\text{機器単体費} \times \underline{0.92}) + \{\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68\}] \times 1.1$	

・失格判断基準については、令和7年4月1日より次のとおり改めます。

失格判断基準	費目	基準
	直接工事費	設計金額における直接工事費の <u>90%</u> 未満
	共通仮設費	設計金額における共通仮設費の <u>80%</u> 未満
	現場管理費	設計金額における現場管理費の <u>80%</u> 未満
	一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満

区分		費目	基準
鋼橋 製 作・架 設工 事	工場製作のみ	直接工事費	設計金額における直接工事費の <u>90%</u> 未満
		間接労務費	設計金額における間接労務費の <u>80%</u> 未満
		工場管理費	設計金額における工場管理費の <u>80%</u> 未満
		一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
	架設工事のみ	直接工事費	設計金額における直接工事費の <u>90%</u> 未満
		共通仮設費	設計金額における共通仮設費の <u>80%</u> 未満
		現場管理費	設計金額における現場管理費の <u>80%</u> 未満
		一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
	工場製作+架設 工事	直接工事費	設計金額における直接工事費の <u>90%</u> 未満
		間接労務費 共通仮設費	設計金額における間接労務費及び共通仮設費の合計額 の <u>80%</u> 未満
		工場管理費 現場管理費	設計金額における工場管理費及び現場管理費の合計額 の <u>80%</u> 未満
		一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
機械 設備 製 作・据 付工 事	製作のみ	直接製作費	設計金額における直接製作費の <u>90%</u> 未満
		間接労務費	設計金額における間接労務費の <u>80%</u> 未満
		工場管理費 設計技術費	設計金額における工場管理費及び設計技術費の合計額 の <u>80%</u> 未満
		一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
	据付工事のみ	直接工事費	設計金額における直接工事費の <u>90%</u> 未満
		共通仮設費	設計金額における共通仮設費の <u>80%</u> 未満
		現場管理費 据付間接費 設計技術費	設計金額における現場管理費、据付間接費及び設計技 術費の合計額の <u>80%</u> 未満
		一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
		製作+据付工事	直接製作費 直接工事費
		間接労務費 共通仮設費	設計金額における間接労務費及び共通仮設費の合計額 の <u>80%</u> 未満
		工場管理費 現場管理費	設計金額における工場管理費、現場管理費、据付間接 費及び設計技術費の合計額の <u>80%</u> 未満

		据付間接費 設計技術費	
		一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
電気 通信 設備 製 作・据 付工 事	機器単体費のみ	直接製作費	設計金額における直接製作費の <u>90%</u> 未満
		間接労務費	設計金額における間接労務費の <u>80%</u> 未満
		工場管理費	設計金額における工場管理費の <u>80%</u> 未満
		一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
			※ ただし、機器単体費として一式計上し、左欄の費目に分離できないものについては、失格判断基準を機器単体費の <u>81%</u> 未満とする。
	工事費のみ	直接工事費	設計金額における直接工事費の <u>90%</u> 未満
		共通仮設費	設計金額における共通仮設費の <u>80%</u> 未満
		現場管理費 機器間接費	設計金額における現場管理費及び機器間接費の合計額の <u>80%</u> 未満
		一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
	機器単体費＋工 事費	直接製作費 直接工事費	設計金額における直接製作費及び直接工事費の合計額の <u>90%</u> 未満
		間接労務費 共通仮設費	設計金額における間接労務費及び共通仮設費の合計額の <u>80%</u> 未満
		工場管理費 現場管理費 機器間接費	設計金額における工場管理費、現場管理費及び機器間接費の合計額の <u>80%</u> 未満
		一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
			※ ただし、機器単体費として一式計上し、左欄の費目に分離できないものについては、失格判断基準のうち、機器単体費分については、機器単体費の <u>81%</u> 未満とする。

・低価格入札者との契約等に係る措置

建設業法第26条第1項又は第2項の規定により監理技術者又は主任技術者の配置が義務づけられている工事において、次のとおり技術者を配置すること。

ア 同法同条第3項の規定により技術者の専任が義務づけられている請負代金額 4,500万円以上(建築一式工事にあつては 9,000万円以上)の工事にあつては、専任で配置しなければならない監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件(技術者の従事経験に係る要件を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置すること。

イ 請負代金額 4,500万円未満(建築一式工事にあつては 9,000万円未満)の工事にあつては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置すること。

⑤ 伊方町建設工事最低制限価格制度実施要綱の一部改正について

・最低制限価格については、令和7年4月1日より次の算式に改めます。

区分		計算式	備考	
工事 製作 を含む もの	電気通信 設備製 作・据付 工事	機器単体費 のみ	ただし、左欄の計 算式により算出 した額が予定価 格に8/10を乗じ て得た額を下回 る場合にあって は予定価格に8/ 10を乗じて得た 額を、予定価格に 9.2/10を乗じて 得た額を超える 場合にあっては 予定価格に9.2/ 10を乗じて得た 額を、調査基準価 格とする。	
		工事費のみ		{直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+(現場管理費+機器間接費)×0.9+一般管理費×0.68}×1.1
		機器単体費 +工事費		{(直接製作費+直接工事費)×0.97+(間接労務費+共通仮設費)×0.9+(工場管理費+現場管理費+機器間接費)×0.9+一般管理費×0.68}×1.1  ただし、機器単体費として一式計上し、上記の費目に分離できない場合は次のとおりとする。  [(機器単体費× <u>0.92</u> )+{直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+(現場管理費+機器間接費)×0.9+一般管理費×0.68}]×1.1